

民俗文化財調査費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
昭和60年4月5日
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成20年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財（以下「民俗文化財」という。）について、その保護に資するための調査に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体又は文化庁長官が民俗文化財の調査に当たることを適当と認める者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査事業とする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 調査経費

イ 調査報告書印刷経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。

(2) 補助事業者が地方公共団体以外の者である者の補助金の額は、別に定めるものとする。

(3) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
民俗文化財調査事業	調査費	民俗文化財調査費	共 済 費 給 与 報 酬 職員手当等 報 償 費 旅 費 需 用 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備品購入費	保 険 料 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 調査謝金 調査協力者謝金 原稿執筆謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 ○○委託料 器具借上料 会場借上料 舟借上料 自動車借上料	屋外作業等危険を伴う作業の労災保険に限る 補助員等 調査委員、調査員等謝金 話者、協力者謝金 関係文化財調査旅費、連絡旅費 指導旅費 調査員等に対する費用弁償 調査報告書印刷 特に認められた場合に限る
	事務経費	事務費	旅 費 需 用 費 役 務 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	連絡旅費 指導監督旅費 郵便、電信電話料等